

# 「子育て応援特別手当」の

## 申請はお済みですか？

子育て応援特別手当は、平成20年10月に国で決定した「生活対策」の一環です。幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度限りの措置として、幼児教育期の第2子以降の子ども一人当たり36,000円を支給するものです。

市では、4月に、支給対象となる世帯の世帯主に対し「子育て応援特別手当申請書」を送付しています。

申請受付の期限は、10月20日（火）までとなっていますので、まだ申請されていない方は早めに手続きをしてください。

なお、受付期限を過ぎると、支給できませんのでご注意ください。

### ▽対象となる子ども

平成20年度において小学校就学前3年間に該当する第2子以降の子ども（平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれ）※第2子の判定は、18歳以下の子ども（平成2年4月2日以降生まれ）の中から年齢順に第1子、第2子と数えていくこととなります。

### ▽支給対象

対象となる子どもが属する世帯の「世帯主」に支給します。支給は、1回払いとなります。

※対象世帯は、平成21年2月1日（基準日）時点での世帯構成となります。

### ▽申請の手続き

通知を受領した「世帯主」の方は、必要事項を記入し、本人確認書類（運転免許証、写真付き住基カード、パスポート、外国人登録証明書など）および振込口座（通帳）のコピーを添付の上、郵送で申請してください。

※手当の受け取りは、原則として、口座振込となります。

※申請を受け付けてから振り込みまでに、一カ月程度かかります。

### ▽基準日

平成21年2月1日を支給基準日とし、その時点で住民基本台帳に記録されている住所地で支給されます。（2月2日以降に転入などにより石巻市に住民登録された場合は、前住所地での支給となります）



### ▽その他

対象となる第2子以降の子どもと、その上の第1子（18歳以下）の子どもが就学のため入寮しているなどの理由で住民登録を別にしていないと、受給資格があるものの、申請書が送付されない場合があります。該当すると思われる方はお問い合わせください。

266 子育て支援課（内線424・425）  
各総合支所保健福祉課

## 児童手当受給者の皆さんへ

### 現況届の提出を忘れずに

「現況届」は前年の所得と現在の養育状況を調べるもので、これを怠ると6月分から支給できなくなりますのでご注意ください。

現在、児童手当を受給している方には、必要書類を郵送しますので、指定された日に必ず提出してください。また、昨年度の「現況届」で認定されなかった方も、昨年中の所得状況により、認定される場合もありますので、お問い合わせください。

◇手続きに必要なもの  
健康保険証、国民年金の方は年金手帳、申請者名義の預金通帳、印かん

※転入された方は、平成21年1月1日現在の住所地の市町村で発行した所得証明書  
◇申請をしていない方  
小学校修了前の児童を養育している方で、所得が一定額未満の場合に支給されます。個人通知はしていないので、該当すると思われる方は手続きをしてください。

◆今月は児童手当の支給月です  
2月から5月までの4カ月分の児童手当を6月10日（水）に口座に振り込みます。

子育て支援課（内線424・425）  
各総合支所保健福祉課

### ■現況届日程表

ところ	期 日	受付時間
向陽地区コミュニティーセンター	6/18(木)・19(金)	午前9時30分～正午 午後1時～4時
稲井公民館（1階ホール）	6/22(月)	
石巻文化センター（1階ホール）	6/23(火)・24(水)	
荻浜支所	6/25(木)	
渡波公民館（2階 会議室）	6/29(月)・30(火)	
河北総合支所（保健福祉課窓口）	6/17(水)～19(金)	
北上総合支所（保健福祉課窓口）	6/17(水)・18(木)	
雄勝総合支所（保健福祉課窓口）	6/18(木)・19(金)	
桃生総合支所（桃生公民館管理事務室※中津山第二小体育館側からお入りください）	6/22(月)・23(火)	
牡鹿総合支所	大原出張所	
	牡鹿保健福祉センター（清優館）	午後1時～5時
河南総合支所	河南母子健康センター	午前9時30分～正午 午後1時～4時
	鹿又農業研修センター	午前9時30分～正午

平成21年  
10月から

# 公的年金を受給している方の 市・県民税の納付方法が変わります

公的年金を受給している方の市・県民税は、これまで納税組合や納付書・口座振替により納めていましたが、地方税法の改正により平成21年10月から、公的年金から差し引いて納める方法(引き落とし)に変わります。

このしくみを市・県民税の「特別徴収制度」といいます。

## ○対象となる方

前年中に公的年金の支払いを受けた方で、平成21年4月1日現在、65歳以上で公的年金(老齢基礎年金等)を受給している方  
※ただし、次に該当する方は特別徴収(引き落とし)されません。その場合は、普通徴収(納付書や口座振替での納付)となります。

- ・老齢基礎年金の年額が18万円未満の場合
  - ・特別徴収する税額が、老齢基礎年金の年額を超える場合
- 対象となる税額  
公的年金にかかる所得割額および均等割額  
※給与所得など他の所得にかかる所得割額は、年金から特別

## ◆徴収の方法

### ◆平成21年度(特別徴収を開始する年度)の徴収方法

徴収方法	納付書や口座振替で納める(普通徴収)		年金からの引き落とし(特別徴収)		
	上半期		下半期		
徴収月	6月	8月	10月	12月	2月
算出方法	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6
→ 例)平成21年度の年税額が60,000円の場合					
税額(例)	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

### ◆平成22年度以降の徴収方法

徴収方法	年金からの引き落とし(特別徴収)					
	仮徴収(上半期)			本徴収(下半期)		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
算出方法	前年度下半期に納めた額の1/3ずつ			年税額から同年度上半期に納めた額を差引いた残額を1/3ずつ		
→ 例)平成22年度の年税額が66,000円の場合						
税額(例)	10,000円	10,000円	10,000円	12,000円	12,000円	12,000円

## ○対象となる年金

老齢基礎年金等  
※障害年金や遺族年金などの非課税の年金は対象となりません  
なお、この制度により変更と

徴収されず、これまでどおり納付書や口座振替、給与からの引き落としで納めることとなります。

問 市民税課(内線364・240)

なるのは、納付方法の変更であり、納める市・県民税の額に変更はありません。  
皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## はかりの定期検査を受けましょう

取引・証明に使用する「はかり」は、2年に1度、定期検査を受けることが義務づけられていますので、最寄りの会場に持参し、検査を受けてください。  
なお、取引・証明用の「はかり」を新たに購入した場合は商工課へ連絡してください。

### ■はかり定期検査日程表

対象地区	検査月日	受付時間	ところ
河 南	6月2日(火) 3日(水)	午前10時30分～午後3時	JAいしのまき河南低温農業倉庫
桃 生	6月4日(木)	午前10時30分～午後3時	桃生総合支所
河 北	6月5日(金)	午前10時30分～午後3時	河北総合支所
雄 勝	6月8日(月)	午前11時～午後4時	雄勝総合支所
	9日(火)	午前9時30分～午後2時30分	
北 上	6月10日(水)	午前11時～午後2時30分	北上総合支所
	6月11日(木)	午前11時～午後4時	
牡 鹿	6月11日(木)	午前11時～午後4時	大原生活センター
		午後3時～4時	宮城県漁業協同組合網地島支所
住吉・中里・稲井	6月12日(金)	午前9時～午後2時	牡鹿漁業協同組合(鮎川浜卸売市場)
	6月15日(月)	午前10時30分～午後3時	宮城県石巻合同庁舎
渡 波	6月16日(火) 17日(水)	午前10時30分～午後3時	渡波公民館
	6月18日(木) 19日(金)	午前10時30分～午後3時	
田 代	6月19日(金)	午前10時30分～午後1時	宮城県漁業協同組合石巻地区支所田代出張所
蛇 田	6月22日(月)	午前10時30分～午後3時	蛇田公民館
石巻・門脇	6月23日(火) ～26日(金)	午前10時30分～午後3時	石巻文化センター

問 商工課(内線418)・各総合支所産業建設課

## 国民年金保険料納付のご案内をしています

国民年金保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢年金の額が減額されたり、受けられなくなったりすることがあります。また、もしものときの障害年金や遺族年金が受けられなくなることもあります。

被保険者の皆さんの年金を受ける権利を確保するため、宮城社会保険事務局・社会保険事務所では納付期限が過ぎても保険料の納付が確認できない場合に、「電話」や「自宅への訪問」による納付のご案内を民間業者に委託して行っています。ご案内は休日や夜間にも行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。

### ●石巻社会保険事務所の管轄区域と委託業者名

管轄区域：石巻市・気仙沼市・東松島市・牡鹿郡・本吉郡  
委託業者：キャリアバンク株式会社

委託業者に提供している個人情報、納付の案内を行う上で必要となる国民年金保険料の未納者情報に限定し、目的外使用や閲覧、漏えい、複写複製などを禁じるなど厳格な安全管理措置を講じています。

問 石巻社会保険事務所 国民年金業務課 ☎22-5117